

議会改革推進特別委員会 作業部会 A【第 5 回報告書】

日時：2026 年 7 月 29 日（水）12 時 58 分～14 時 43 分

出席者：内藤委員長、柳田副委員長、太田委員、宮池委員、佐野委員、白川委員、尾崎委員

【政務活動費の宿泊費の上限金額の変更について】

○前回の委員会で出た意見を踏まえ、以下の改正案を提案

現行：宿泊費については実費弁償とし、15,500 円（朝・夕食代を含む）を上限とする。

改正案：宿泊費は素泊まりに要する実費を弁償するものとし、上限額は 23,800 円とする。

ただし、宿泊代金が夕・朝食代を含めた総額となっており、その内訳が不明で差し引くことができない場合に限り、当該総額を実費として弁償する。

※本年 4 月に遡って適用し、研修費も同様に改正。

○各委員も賛成したため、改正案の内容を委員会に諮ることとした。

【項目①：予算と決算の連動について、項目⑱：議会からの予算要求の仕組み化について】

○施策評価（マクロの視点）については、四日市市議会のやり方を奈良市議会に適用するのが難しいため、他市（可児市、福知山市、多摩市）の事例を調査したが、各市の事例をそのまま奈良市議会にあてはめることは困難である。他市の事例を参考にしつつ奈良市版の予算と決算の政策サイクルの制度設計を行うにあたり、留意すべき事項は以下のとおり。

- ・提言を行うための日程を別途設けることについて
- ・政策提言のテーマの設定方法やレベル感をどうするのか
- ・政策提言を行うにあたっての決め方について（全会一致、過半数議決）
- ・委員間討議の活用方法について
- ・提言を次年度予算に反映させるために提言を提出する時期の調整について
- ・9 月定例会で行った提言がどのように予算に反映されているかをチェックする方法、3 月定例会のスケジュールについて

○このうち、特に提言を行うための日程については、現在の奈良市議会のスケジュールでは別途日程を設ける必要があるが、閉会中には各常任委員会に加えて特別委員会や連合審査会が開かれているため、日程確保が難しい状況である。このことを踏まえ、実施可能かどうかも含めて判断すべきである。

○各委員の意見は以下のとおりである。

- ・予算を編成するタイミングで提言内容を反映してもらう必要があるため、いつまでに提言を行うかを考えなければならない。
- ・以前に行った、代表監査委員から決算審査意見書について補足説明を行っていただくような制度化をすれば、決算審査のポイントが分かった上で議論できると思う。決算審査に予算を連動させる目的は、議会からの提案に対して予算がどうなっているかのチェック機能を強化することである。やみくもにやることを増やしていくよりも、チェック機能強化のためにマクロできちんと体系化をする必要がある。

○各自で他市事例を読み込み、引き続き検討していく。

○事業評価（ミクロの視点）については、それに関する資料の提出について、執行部と調整を行っている。小事業ごとに予算から決算に至るまでの過程が分かる資料（当初予算、補正予算、予備費、流用額、繰越金、決算額等が記載されたもの）の提出については、執行部側の負担がどの程度増えるのか、そのあたりを執行部と調整した上で、提出が可能かどうかも含めて今後改めて調整していく方針を委員長から説明。

○現在進行中のため、執行部からの回答があった段階で、マクロとともに進めていく。

【項目②：補正予算における予算説明調書の作成と提出について】

○前回の委員会を踏まえ、以下の正副委員長案の改正案を提案。なお、12月定例会から依頼しようと考えている。

前回からの改正点

- ・1番について、全額国または県からの支出金であっても、市の裁量によって事業メニューを選択できるものについては調書の対象とすべきという意見があったことから、その内容に修正
- ・現在、特別会計のうち基金への積み立てがあるものとしては、介護保険、国保、サマルカンドの3つであり、介護保険と国保への基金の積み立ての調書は不要、サマルカンドは必要であるとの意見であったことから、2番については、サマルカンドの積み立てのみ調書の提出を求める内容に修正。また、1番について、全額基金の取り崩しにより事業を行う場合や全額寄附金を財源とする事業を行う場合についても調書の提出を求める内容に修正

【正副委員長案】

○補正予算に計上されている予算については、債務負担行為補正も含め調書の作成を求める。
ただし、地方自治法第179条及び第180条の規定に基づく補正予算の専決処分並びに以下の内容の補正予算については、調書の作成を求めない。

1. 全額国または県支出金の特定財源による補正。ただし、幅広い事業メニューから市の裁量により事業を選定できる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を財源とするものを除く
2. 基金への積立金(サマルカンド特別会計に係る積立金は除く)
3. 人件費に関する補正
4. 一般会計、特別会計からの繰出金(公営企業会計への繰出金は除く)
5. 給付費や扶助費の補正
6. 指定管理者による公の施設の管理に要する補正のうち金額の記載がないもの
7. 国・県等への返還金、納付金及び負担金等の補正
8. 債務負担行為の廃止
9. 財源更正
10. 市税還付金等
11. 債務負担行為補正のうち、年度当初の随意契約締結の解消を目的とするもの
12. 減額補正

○改正案の内容で委員会に諮ることとなった。

【項目⑭：委員会における委員間討議の活性化について】

○試行実施終了後の9月に各会派、無所属議員を対象にアンケート調査を実施し、10月以降に集計結果を基に協議を行う。現在の試行実施は9～11月の委員会でも引き続き継続する。

○各委員の意見は以下のとおりである。

- ・アンケートを9月定例会終了後に実施すれば、開会中と閉会中の委員間討議を比較できる。
- ・予算決算委員会の委員間討議をやったら、修正案が作りやすくなった。
- ・特別委員会や予算決算委員会の方がテーマを出しやすい。
- ・常任委員会と定例会中の分科会等では委員間討議の趣旨が変わってくるので、9月頭にアンケートを配付するにしても、回答は9月定例会終了後にした方がよいのでは。

○アンケートの内容は素案どおりとし、9～11月は引き続き、現行の試行実施の方法を継続することについて、委員会に諮ることとする。

【項目⑪：議案審査について（議案ごとの審査、法令の徹底）】

○前回の委員会では、従来どおりの方法（一括議題）のほうが質疑しやすいとの意見もあったため、試行実施するかどうかについて改めて協議を行う。

○1 議案ごとの審査で思い浮かぶのは3月の予算決算委員会の目ごとの審査であるが、導入した経緯は、飛鳥公民館の廃止に係る一連のスキームに関して執行部から十分な説明がないまま当初予算を議決することとなり、その結果、地元から請願が提出され、市長は当初の方針を撤回するなど、地域住民等に多大な迷惑をかける事態となったことから、細かく事業単位で質疑をすべきという声が上がったからである。

現在の審査方法（一括議題）では十分に審査できないという課題があり、1 議案ごとの審査をすることによって、その課題が解決されるという効果が見込めなければ、審査方法を変更する根拠としてやや薄いという印象がある。

執行部にも影響を及ぼすため、1 議案ごとの審査が有効であることを固めた上で試行する必要がある。また、補正予算や決算認定の議案に質疑が集中する一方、その外の議案についてはまばらであり、すべての議案について質疑されているとは言えない状態である。

○各委員の意見は以下のとおりである。

- ・提案の趣旨は、全ての議案に対して議論すべきではないかということ。1つ1つやることで議員も勉強しなければいけない。議論することで問題が明らかになったり、分かることもあるのではないかなと思う。ただ、時間がかかるのではないかなという問題もある。
- ・その他議案はこれまでどおり一括でよいのではないかな。各議員は、議案に目を通した上で問題点や疑問点があるものを質疑していると思うので、1つ1つに分けたからといって詳細に審査ができるのかは疑問に感じる。
- ・予算関係の議案のみ1 議案ずつ行い、その外は従来どおり一括でもよいのではないかな。
- ・同じ質問が繰り返されることが少なくなり、「さっきも聞いた」という質問がなくなって結果的に時間短縮にもつながるのではないかな。
- ・重複する質問があっても、それを問題だと思っている人、思っていない人、そもそもの理由を知りたい人など、立場が違うので、重複することが悪いとは思わない。「この問題に対してこういう質問をした」という、有権者に対する説明責任がある。
- ・同じ切り口の質問は省略したほうが効率的だと思うが、条例案等の質問の少ない議案への質疑が増えるとは限らない。
- ・重複する質問を削ることで新たな質問ができたり、回答に対するさらなる質問ができたりするのではないかなと思っている。
- ・当初予算の審査にはそぐわないと思う。
- ・予算決算関係とは分けて考えたほうがいいのか。

○委員会で佐野委員より説明し、議論することとする。

【項目⑫：予算決算委員会の審議の進め方について】

○3月定例会で行った予算審査の方法について行ったアンケート調査の結果を共有。

○説明会の開催については好意的な評価が多いが、説明の仕方については改善点の記載が多かった。改善点の主な内容としては、調書の読み上げではなく前年度からの変更点や新規事業、廃止事業等ポイントを絞って説明すべき、また調書に記載のない事業の背景等について説明してほしいという意見、ポイントを絞ることにより、説明会の開催時間や日数をコンパクトにすべきではないかとの意見、歳出予算説明調書の記載方法等について意見があった。

○審査方法については、目ごとの質疑の方法については好意的な意見が多いが、質疑がしにくい、歳入と歳出は分けるべきではないとの意見があった。また、委員間討議に関する意見や議員への資料提供を早めるべき、休会期間を長く取るべきなどの意見があった。これらの意見を踏まえ、改正案をまとめた。

前回からの改正点

○予算説明会について

- ・各部からの説明は全ての分科会で原則1日(9～17時)としている
- ・説明に当たっては、以下の点に留意し、各部局が詳細を説明すべきと考える小事業について選定いただく」とし、「読めば分かる内容の説明は避け、ポイントを絞った説明とすること、前年度から大きく変更があった事業、新規事業及び廃止事業を重点的に説明すること」としている。
- ・「歳出予算説明調書の作成に当たっては、積算基礎の内訳を可能な限り詳細に記載いただくよう求める」としている。

○分科会審査について

- ・今まで総括的な質疑については、予算全般に関するものや、目単位の質疑として適さないもの、目での質疑の機会を逸した場合というように、条件を限定していたが、質問の組み立てによっては全て総括的な質疑で行われることも考えられることから、条件を限定しないほうが充実した審査につながると思われるため、「委員の判断により、予算に関する質疑は総括的な質疑の場で一括して行うことができる」としている。

○各委員の意見は以下のとおりである。

- ・微妙な予算の説明を意図的に飛ばされるのではないかという懸念がある。
- ・事前に見ている中で微妙だなと思うものを飛ばされたら、その場で説明を求めることも

あると思う。

- ・議員がアンテナをはることも大事。説明会自体をもう少し効率的にできないかという努力をお互いにすべきかと思う。

○改正案を委員会で諮ることとする。